

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等 特例認定大学等の認定等に関する規程案について

1. 改正の趣旨

近年、大学を取り巻く社会・環境が急速に変化し、キャンパスを中心とする大学の日常が大きく変化する中で、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動を行うに当たり、最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかとの指摘がなされている。

このため、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」や、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において取りまとめられた「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を踏まえ、大学設置基準等について、時代の変化に対応しつつ将来を見据え、共通となる最低基準性を担保しつつ大学教育の多様性・先導性を向上させるべく、大学設置基準等の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

次の各事項について、所要の改正を行うこととする。

- ①総則等理念規定の明確化
- ②教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理
- ③基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定
- ④単位数の算定方法
- ⑤校地、校舎等の施設及び設備等
- ⑥教育課程に係る特例制度

※改正規定に基づき、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程を制定することとする。

- ⑦その他（関連規定における所要の改正を含む。）

3. 施行期日

令和4年10月1日（予定）

なお、

- ・現に設置されている大学等に対する基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室の規定の適用については、従前の例によることができること
 - ・施行の際現にされている大学の設置等の認可の申請に係る審査（令和5年度開設）及び施行日前にした大学の設置等の届出については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査及び令和5年度又は令和6年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学等の選択により、従前の規定の例によることができること
 - ・令和7年度以後に行おうとする大学の設置等の認可の申請又は届出については、改正後の規定を適用すること
- とする規定を附則に置く。